

大分県報

令和七年
第六〇〇号
四月十五日

（火曜日）

目次

告示

区画漁業の免許に係る条件変更……………	一
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧（二件）……………	一
道路区域の変更……………	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（四件）……………	二
公 告……………	五
開発行為の完了……………	五

○告示

大分県告示第百九十三号

次のとおり区画漁業の免許に係る条件を変更した。
令和七年四月十五日

一 条件を変更した漁業権の免許番号及び漁業権者
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 免許番号
区第三千二百三十八号

2 漁業権者
大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合

二 変更後の条件

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表
示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模

令和七年四月十五日

を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が六万四千六百八十平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状 長方形
規格 七十七メートル×四十二メートル
台数 二十台

3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。

4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

三 変更年月日
令和七年三月二十一日

大分県告示第百九十四号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画書の案を次のとおり縦覧する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年四月十五日

一 縦覧に供する書類の名称
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

松浦地区特定漁港漁場整備事業計画書の案
縦覧の期間

令和七年四月十五日から
令和七年五月七日まで

三 縦覧の場所
大分県農林水産部水産振興課及び漁港漁村整備課並びに佐伯市農林水産部水産課

大分県告示第百九十五号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画書の案を次のとおり縦覧する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに

大分県報（告示）

知事に意見書を提出することができる。

令和七年四月十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 縦覧に供する書類の名称

大分瀬戸内海地区特定漁港漁場整備事業計画書の案

二 縦覧の期間

令和七年四月十五日から

令和七年五月七日まで

三 縦覧の場所

大分県農林水産部水産振興課

大分県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道系原杵築線

国東市安岐町馬場字ミノベ二二七九番四から
国東市安岐町吉松字ミノベ平三三六九番一五まで

前

二九・〇メートル
一〇・〇

四二〇・〇メートル

国東市安岐町馬場字ミノベ二二七九番四から
国東市安岐町吉松字ミノベ平三三六九番二まで

後

三五・五メートル
一二・五

四二〇・〇

大分県告示第百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和七年四月十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定区域の名称

市町村

大字

字

所

在 地

西大内山中

杵築市

大内

西天神

地番又は区域

四一三〇番の一部（座標四点から六点までを順次結んだ線の西側の部分）
四一六八番二、四一六八番三、四一六九番一、四一六九番二、四一七一番一から四一七一番三まで、四一七三番一、四一七三番二、四一七四番、四一七五番一、四一七六番一、四一七七番、四一七八番、四一八〇番から四一八二番まで、四一八三番一の一部（座標五点から七点までを順次結んだ線の西側の部分）、四一八六番の一部（座標五点と六点を結んだ線の西側の部分）、四一八七番の一部（座標五点と六点を結んだ線の西側の部分）、四一八八番の一部（座標五点と六点を結んだ線の西側の部分）、四一八九番、四一九〇番、四一九一番の一部（座標三点から五点までを順次結んだ線の西側の部分）、四一九七番の一部（座標二点から四点までを順次結んだ線の南側の部分）、四一九八番の一部（座標二点と三点を結んだ線の南側の部分）、四一九九番一、四一九九番二、四二〇〇番一、四二〇〇番二、四二〇一番、四二〇二番、四二〇三番の一部（座標二点から三点を結んだ線の西側の部分）、四二〇四番の一部（座標一点から三点までを順次結んだ線の西側の部分）、四二〇五番、四二〇六番一、四二〇六番二の一部（座標一点と二点を結んだ線の南側の部分）、四二〇八番一の一部（座標一点と二点を結んだ線の西側の部分）、四二〇八番二、四三〇三番の一部（座標一点と二点を結んだ線の南側の部分）、四三〇八番二の一部（座標一点と二点を結んだ線の南側の部分）、四三〇九番二の一部（座標一点と二点を結んだ線の南側の部分）、四三一六番二の一部（座標一点と二点を結んだ線の南側の部分）及び四三一七番二
一点 北緯三三度二五分三八秒五二二六

[illegible]

二点	北緯三三度二分一八秒七二二九 東經一三一度三六分五九秒三八〇九
三点	北緯三三度二分一八秒三八六五 東經一三一度三六分五七秒九二五二
四点	北緯三三度二分一八秒六三四二 東經一三一度三六分五七秒三九二八
五点	北緯三三度二分一八秒五〇八六 東經一三一度三六分五六秒〇〇九八
六点	北緯三三度二分一八秒五〇〇〇 東經一三一度三六分五四秒五六三七
七点	北緯三三度二分一八秒三三三八 東經一三一度三六分五二秒九二六四
八点	北緯三三度二分一七秒五一二二 東經一三一度三六分五二秒〇三五七
九点	北緯三三度二分一七秒〇六三〇 東經一三一度三六分五一秒〇四〇六
十点	北緯三三度二分一七秒二六八八 東經一三一度三六分四九秒九三一九
十一点	北緯三三度二分一七秒九二六九 東經一三一度三六分四八秒七九四九
十二点	北緯三三度二分一八秒七七六八 東經一三一度三六分四八秒四七五四
十三点	北緯三三度二分一八秒九四三四 東經一三一度三六分四八秒五四七五
十四点	北緯三三度二分一九秒三三二三 東經一三一度三六分四九秒一三九五
十五点	北緯三三度二分二〇秒三八九一 東經一三一度三六分五〇秒六八八七
十六点	北緯三三度二分二〇秒五〇五八 東經一三一度三六分五〇秒九八五三
十七点	北緯三三度二分二〇秒八一六三 東經一三一度三六分五二秒八七〇三
十八点	北緯三三度二分二〇秒八八一七 東經一三一度三六分五三秒八九一八
十九点	北緯三三度二分二〇秒九〇〇八 東經一三一度三六分五六秒二七九四
二十点	北緯三三度二分二〇秒七八〇五 東經一三一度三六分五八秒七〇一三

大分県告示第二百号		大分県知事 佐藤 樹一郎	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。		令和七年四月十五日	
指定区域の名	市町村	大字	字
実相寺	別府市	鶴見	下森山及び実相寺山
在		地番又は区域	
次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度一八分〇八秒三四四三 東経一三一度二九分一六秒六四四二 二点 北緯三三度一八分〇七秒九七六八 東経一三一度二九分一六秒二〇三四 三点 北緯三三度一八分〇七秒八五四一 東経一三一度二九分一五秒五九九八 四点 北緯三三度一八分〇七秒七五三一 東経一三一度二九分一四秒九七六〇 五点 北緯三三度一八分〇八秒七三四四 東経一三一度二九分一四秒六八五八 六点 北緯三三度一八分〇九秒六四一五 東経一三一度二九分一四秒八五六四 七点 北緯三三度一八分一〇秒四五二四 東経一三一度二九分一四秒二七七七 八点 北緯三三度一八分一〇秒九六六八 東経一三一度二九分一三秒七二七七 九点 北緯三三度一八分一〇秒八三〇八 東経一三一度二九分一五秒五七五六 十点 北緯三三度一八分一〇秒八三〇八 東経一三一度二九分一五秒六六七七 十一点 北緯三三度一八分一〇秒六六七七 東経一三一度二九分一五秒六四七八 十二点 北緯三三度一八分一〇秒三〇一三			

	東經一三一度二九分一六秒一八九五 十三点 北緯三三度一八分〇九秒〇〇五〇 東經一三一度二九分一六秒七〇八〇 十四点 北緯三三度一八分〇八秒九三八七 東經一三一度二九分一六秒四七二八

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和七年四月十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町向原字屋敷四十七番五ほか二十八筆

二 開発区域の面積

一万五千四百八十三・一〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市庄内町柿原三百二番地

由布市長 相 馬 尊 重

四 完了検査年月日

令和七年三月二十八日

令和七年四月十五日

大分県報（告示・公告）